

横須賀市介護保険条例中改正の予定について (介護保険料の低所得者軽減措置の拡充)

横須賀市介護保険条例の改正を予定しているため報告します。

1. 改正の理由

昨年に引き続き、介護保険法施行令の改正（令和2年3月末日までに公布、令和2年4月1日施行）が予定されています。昨年10月の消費税率引き上げに合わせて介護保険料の軽減措置が再度拡大されることに伴い、この条例を改正する予定です。

改正条例の公布日は未定ですが、適用は令和2年4月1日からとなります。

2. 改正の概要

所得で区分された17の保険料段階のうち、第1段階から第4段階の保険料について、下表のとおり保険料額を引き下げます。

【改正前・改正後（下線部分）の比較】

段 階	対 象 者	保険料基準額(※)に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者	0.375 ↓	24,750円 ↓
第2段階	市民税世帯非課税者 (課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下)	<u>0.3</u>	<u>19,800円</u>
第3段階	市民税世帯非課税者 (課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下)	0.575 ↓ <u>0.45</u>	37,950円 ↓ <u>29,700円</u>
第4段階	市民税世帯非課税者 (第1段階から第3段階以外)	0.725 ↓ <u>0.7</u>	47,850円 ↓ <u>46,200円</u>

※平成30年度から令和2年度の保険料基準額は66,000円（年額）

なお、消費増税が10月だったため、令和元年度の軽減率は6ヶ月分となっていました。令和2年度からは12ヶ月分となります。

●介護保険料の軽減

(別紙)

所得段階	項目	軽減前 (本則)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(国) 第1段階 (本市) 第1段階 第2段階	軽減率		0.05	0.125	0.2
	保険料率	0.5	0.45	0.375	0.3
	保険料額 (年額)	33,000円	29,700円	24,750円	19,800円
(国) 第2段階 (本市) 第3段階	軽減率		なし	0.125	0.25
	保険料率	0.7	0.7	0.575	0.45
	保険料額 (年額)	46,200円	46,200円	37,950円	29,700円
(国) 第3段階 (本市) 第4段階	軽減率		なし	0.025	0.05
	保険料率	0.75	0.75	0.725	0.7
	保険料額 (年額)	49,500円	49,500円	47,850円	46,200円

※令和元年度軽減率…消費税率引き上げが10月のため、軽減強化は6ヶ月分

(国) 第1段階
(市) 第1・2段階 $0.05 \times 6 \text{ヶ月} / 1 \text{年} + 0.2 \times 6 \text{ヶ月} / 1 \text{年} = 0.125$
 ＊これまでの軽減 (0.05) 6ヶ月分と新たな軽減 (0.2) 6ヶ月分の合計

(国) 第2段階
(市) 第3段階 $0.25 \times 6 \text{ヶ月} / 1 \text{年} = 0.125$

(国) 第3段階
(市) 第4段階 $0.05 \times 6 \text{ヶ月} / 1 \text{年} = 0.025$

【参考】軽減対象者

国	本市	対象者
第1段階	第1段階	生活保護受給者
	第2段階	市民税非課税世帯で 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下
第2段階	第3段階	市民税非課税世帯で 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超、120万円以下
第3段階	第4段階	市民税非課税世帯で 上記以外